

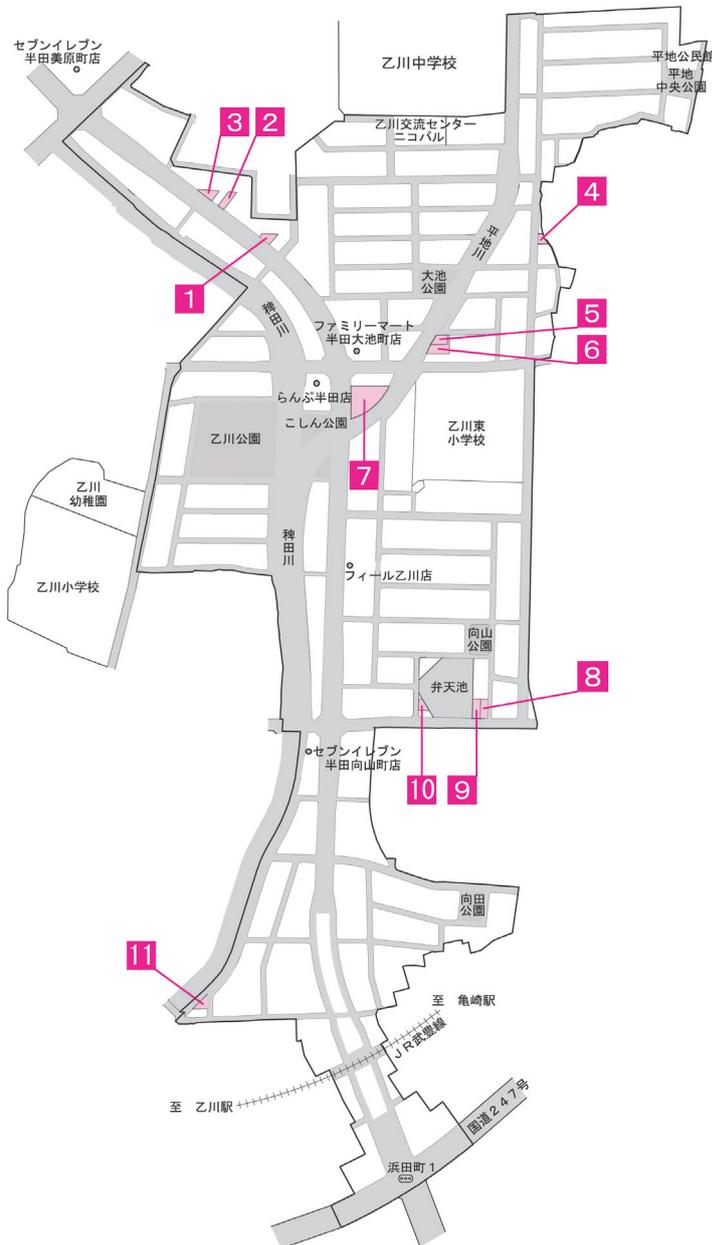
# 乙川地区で土地を販売しています

【問合わせ】市街地整備課 ☎22-9302

市が施行している乙川中部土地区画整理事業区域内の保留地を、販売しています。半田市が売主のため、仲介手数料や建築条件がなく、金融機関から融資を受けることも可能です。第三者へ譲渡することもできます。住宅建築などで土地をお探しの方は、ぜひご検討ください。

## 保留地とは

保留地とは、土地区画整理事業地区の土地所有者から少しずつ土地を出していただくことにより生み出された土地のうち、事業費の一部とするため売却される宅地のことです。



## 販売方法

保留地買受申込書を記入のうえ、市街地整備課へ直接提出してください。委任状により、代理の方が提出することもできます。なお、申込みされた方が契約者となりますので、注意してください。

## 申込場所(先着・抽せんとも) ● 市街地整備課

### ◇4番の区画以外

先着順にて販売しています。開庁時(8時30分)に同じ保留地に複数の申込みがあった場合は、抽せんにより決定します。

### ◇4番の区画

新規販売区画のため、複数の方から申込みがあった場合には、公開抽せんにより決定します。

#### ● 申込期間

4月1日(月)～5月10日(金)  
8時30分～17時(土日祝除く)

#### ● 抽せん日時

5月12日(日)14時～

#### ● 抽せん会場

市役所多目的ルーム2(2階)

※保留地販売案内書・保留地買受申込書などは市街地整備課で配布しています。また、市ホームページからダウンロードもできます(サイト内検索で「保留地」と検索)。

※詳しい内容については市街地整備課までお問い合わせください。

